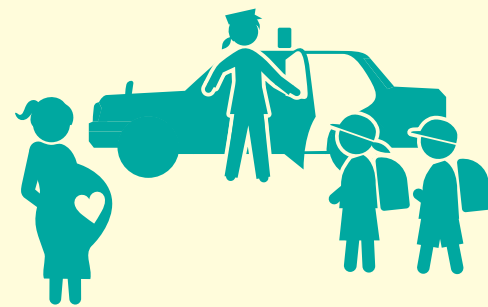


TAXI TODAY

in Japan 2020



タクシーが つなぐ人の輪 地域の輪



一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
Japan Federation of Hire-Taxi Associations

タクシー業界における 事業の適正化・活性化について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき指定される特定地域及び準特定地域は、供給輸送力の削減をしなければ、事業の健全な経営並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難である又は困難となるおそれがある地域です。

タクシー業界では、これらの地域において、地域の関係者が組織する協議会において作成される特定地域計画又は準特定地域計画に基づき、供給過剰の是正を中心とする適正化及び事業の活性化に取り組んでいます。

タクシー業務適正化特別措置法に基づき、**タクシー運転者登録制度**が実施されています。

現在、全国の法人タクシー運転者は、講習の受講・修了、地域によっては試験の合格を経て、国土交通大臣が指定する登録実施機関への登録が必要とされています。

道路運送法に基づく**適正化事業**の制度がタクシー業界に導入され、地方運輸局が指定する民間団体等が、事業者への法令遵守に関する指導等を実施することとなりました。

現在、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会が、旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定を受けています。

CONTENTS

● タクシー業界における事業の適正化・活性化について	1	● お客様のニーズに応える地域公共交通機関	15
● 事業者大会決議	2	● インバウンド対応	19
● 事業者数と車両数	3	● ケア輸送サービス	21
● タクシーの運賃・料金	5	● 交通安全対策	23
● 経営の現状	7	● 社会貢献	25
● 年間納税額	9	● 広報活動(情報検索サイト 全国タクシーガイド)	27
● 環境に優しいタクシー	10	● 防犯対策	29
● 安全・安心輸送を支える人々	11	● 都道府県協会一覧	30
● 働き方改革の実現に向けて	13		

国民の安全を脅かすとともに地方創生の担い手である 地域公共交通の存続を危うくする「ライドシェア」と称する 白タク行為を断固阻止する決議

平成27年春以降、新経済連盟が「シェアリングエコノミーの成長を促す法的環境整備」という名目の下、インターネットを利用した白タク行為を合法化すべく道路運送法の改正について、政府の規制改革推進会議、未来投資会議、国家戦略特区諮問会議、IT総合戦略本部等に対し繰り返し繰り返し提案。

未来投資会議、国家戦略特区諮問会議においては、民間議員の竹中平蔵氏等が、ライドシェア解禁について度々発信。本年6月11日の特区諮問会議においては、今秋までの本格的なライドシェアの実現を提案。

IT総合戦略本部の下部組織であるシェアリングエコノミー検討会議においては、新経済連盟所属の委員より、ライドシェア解禁に係る意見表明が繰り返しなされている。

新経済連盟等の提案は、ライドシェアの事業主体が運行に関する責任を負わない点が最大の問題。本提案は、国家の様々な法令を遵守し、安全確保のため多大なコストをかけて国民に安全かつ安心な輸送サービスを提供しているタクシー事業の根幹を揺るがすとともに、与野党共同提案の議員立法により圧倒的多数の賛成の下成立した改正タクシー特措法の意義を著しく損なうもの。

加えて、ライドシェアは、運転者を独立した個人事業主と位置づけ、労働関係法令の規制を脱法的に逃れようとするもの。さらには、自家用車の稼働により交通渋滞の原因となるほか、喫緊の課題である地球温暖化対策にも逆行するもの。

我々タクシー業界は、国民に対する安全・安心な輸送サービスを確保すべく、一致団結し、労働組合、個人タクシー業界、バス業界、自動車メーカー、消費者団体、「交通の安全と労働を考える市民会議」そして何よりも全国の地方自治体と緊密に連携し、ライドシェア解禁を全力で阻止する。

一方、我々タクシー業界は、少子・高齢化社会が急速に進行する中、地方創生を担う地域公共交通機関・社会インフラであることを改めて自覚するとともに、利用者ニーズの多様化、IT化の進展、観光先進国の実現等に対応すべく、「平成28年10月に打ち出した11項目に、本年6月に新たに打ち出した9項目を加えた20項目にわたるタクシー進化策」「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」を踏まえ、スマホ配車の普及促進、UDタクシー・妊婦応援タクシー・育児支援タクシー・観光タクシーの充実、乗合タクシー全国展開のより一層の強化、キャッシュレス決済の導入促進等タクシー事業の更なる進化を図る。

右 決議する。

令和元年11月6日

第59回 全国ハイヤー・タクシー事業者大会

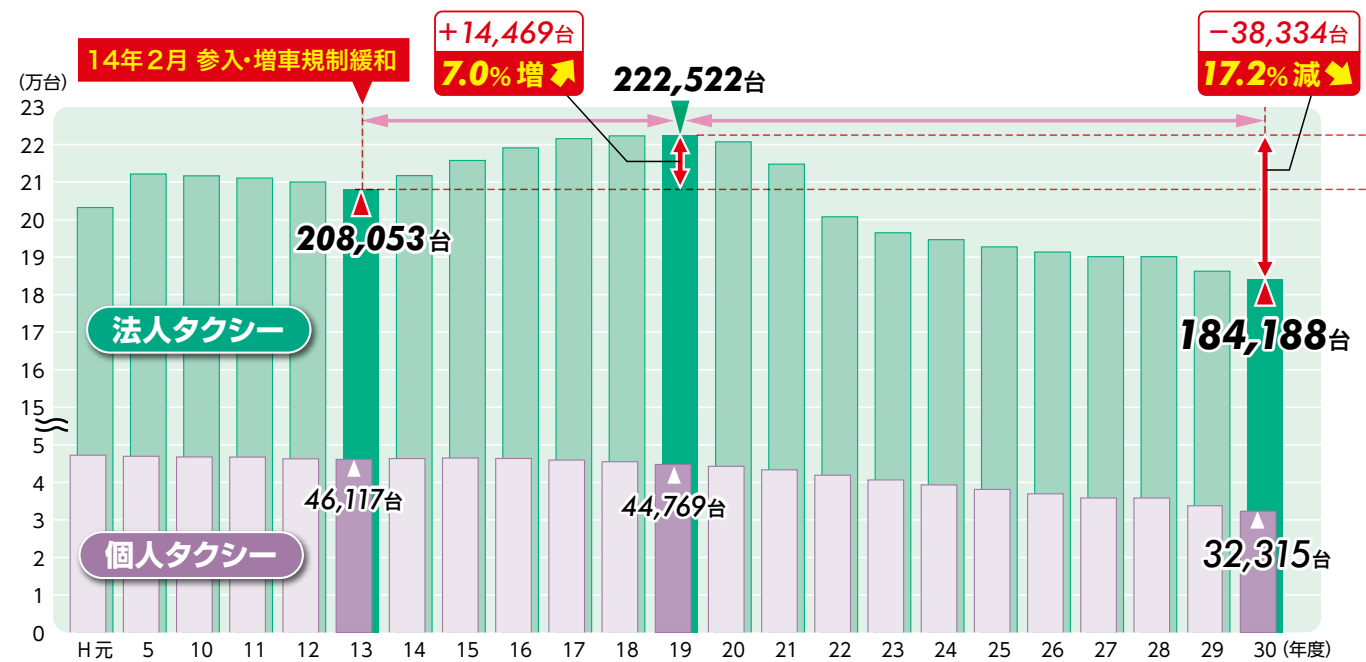
国民の安全を脅かし、地域公共交通の存続を危うくする
白タク行為の断固阻止！

国民の安全を脅かし、地域公共交通の存続を危うくする
白タク行為の断固阻止！

事業者数と車両数

規制緩和以降、タクシー事業は、長引く需要減少と相まって多くの地域で供給過剰が進行し、利用者サービスの低下、道路混雑等の交通問題、運転者の労働条件の悪化等の問題が発生しました。

この問題を解決するため、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、法人タクシーは、サービスの活性化、事業経営の効率化等を行うとともに、供給過剰状態の是正に努めています。



タクシー総車両数

230,305台

法人タクシー
事業者数 6,082社
車両数 184,188台

福祉輸送限定
事業者数 10,632社
車両数 13,802台

個人タクシー
車両数 32,315台

(平成31年3月末現在 国土交通省調べ)

北海道
347
9,703
619
811
1,711

青森
106
2,443
255
279
101

岩手
137
2,180
65
100
80

秋田
79
1,198
45
56
60

山形
81
1,255
45
65
73

宮城
185
3,851
142
179
610

福島
149
2,316
202
263
60

茨城
218
2,704
251
277
0

千葉
194
5,772
588
691
630

東京
438
30,771
968
1,278
12,312

神奈川
181
9,781
624
759
2,288

静岡
120
4,716
149
236
217

石川
71
1,770
61
65
234

福井
54
878
99
140
101

滋賀
29
1,221
100
137
40

三重
49
1,197
219
278
4

愛知
157
8,251
349
560
644

岐阜
57
1,887
58
79
104

山梨
80
938
85
114
0

新潟
118
2,732
112
187
347

長野
111
2,610
106
150
88

群馬
65
1,537
203
238
2

埼玉
192
5,787
520
682
173

栃木
101
1,792
186
231
57

群馬
65
1,537
203
238
2

群馬
65
1,537
203
238
2

富山
49
915
56
100
83

長野
111
2,610
106
150
88

岐阜
57
1,887
58
79
104

山梨
80
938
85
114
0

山梨
80
938
85
114
0

山梨
80
938
85
114
0

山梨
80
938
85
114
0

石川
71
1,770
61
65
234

福井
54
878
99
140
101

滋賀
29
1,221
100
137
40

三重
49
1,197
219
278
4

愛知
157
8,251
349
560
644

岐阜
57
1,887
58
79
104

山梨
80
938
85
114
0

富山
49
915
56
100
83

長野
111
2,610
106
150
88

岐阜
57
1,887
58
79
104

山梨
80
938
85
114
0

山梨
80
938
85
114
0

山梨
80
938
85
114
0

山梨
80
938
85
114
0

新潟
118
2,732
112
187
347

長野
111
2,610
106
150
88

群馬
65
1,537
203
238
2

埼玉
192
5,787
520
682
173

栃木
101
1,792
186
231
57

群馬
65
1,537
203
238
2

群馬
65
1,537
203
238
2

富山
49
915
56
100
83

長野
111
2,610
106
150
88

岐阜
57
1,887
58
79
104

山梨
80
938
85
114
0

山梨
80
938
85
114
0

山梨
80
938
85
114
0

山梨
80
938
85
114
0

新潟
118
2,732
112
187
347

長野
111
2,610
106
150
88

群馬
65
1,537
203
238
2

埼玉
192
5,787
520
682
173

栃木
101
1,792
186
231
57

群馬
65
1,537
203
238
2

群馬
65
1,537
203
238
2

富山
49
915
56
100
83

長野
111
2,610
106
150
88

岐阜
57
1,887
58
79
104

山梨
80
938
85
114
0

山梨
80
938
85
114
0

山梨
80
938
85
114
0

山梨
80
938
85
114
0

新潟
118
2,732
112
187
347

長野
111
2,610
106
150
88

群馬
65
1,537
203
238
2

埼玉
192
5,787
520
682
173

栃木
101
1,792
186
231
57

群馬
65
1,537
203
238
2

群馬
65
1,537
203
238
2

富山
49
915
56
100
83

長野
111
2,610
106
150
88

岐阜
57
1,887
58
79
104

山梨
80
938
85
114
0

山梨
80
938
85
114
0

山梨
80
938
85
114
0

山梨
80
938
85
114
0

新潟
118
2,732
112
187
347

長野
111
2,610
106
150
88

群馬
65
1,537
203
238
2

埼玉
192
5,787
520
682
173

栃木
101
1,792
186
231
57

群馬
65
1,537
203
238
2

群馬
65
1,537
203
238
2

沖縄
132
3,510
180
217
1,208

福岡
275
9,144
238
361
1,976

佐賀
45
1,076
34
45
47

熊本
159
3,050
132
186
343

鹿児島
131
3,327
73
95
275

山口
116
2,290
68
108
73

広島
234
5,467
350
458
1,050

岡山
150
3,070
163
239
188

鳥取
29
671
26
31
0

島根
99
1,149
64
85
0

愛媛
161
2,084
154
215
220

高知
118
1,101
85
132
150

香川
81
1,434
81
96
110

徳島
99
1,052
166
184
56

大分
80
1,991
78
131
134

宮崎
41
2,003
99
124
59

大分
80
1,991
78
131
134

大分
80
1,991
78
131
134

(注) ①法人タクシー事業者数及び車両数は、一般タクシー（ハイヤー、患者等輸送限定車両を除く）のみ。
②法人タクシー事業者数は、複数の支局に営業区域を有する事業者を単一化して算出した値。
③福祉輸送限定事業とは、運送の引受けを営業所で行い、身体障害者、要介護者、要支援者、その他単独で公共交通機関を利用することが難しい利用者などに旅客を限定して営業するタクシー事業。
④タクシー総車両数は、各指標を単純に合計したものである。

凡例
法人タクシー事業者数
法人タクシー車両数
福祉輸送限定事業者数
福祉輸送限定車両数
個人タクシー車両数

タクシーの運賃・料金

タクシーの運賃は、適正な原価に適正な利潤を加えたもので、利用者の間に不当に差別的な取扱いをするものでなく、また他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないものと法令により定められています。

各事業者は、車種別に設定された距離制及び時間制の自動認可運賃^{*}の中から申請を行い、国土交通大臣から認可を受けた運賃（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法により指定された特定地域・準特定地域では公定幅運賃の中から届け出た運賃）により営業を行っており、相手によって運賃を値引きしたり受け取らない行為は禁止されています。

また、事前確定運賃、相乗りタクシーをはじめ、お客様にとって利用しやすいタクシー運賃制度の検討を行っています。事前確定運賃については、実証実験を経て令和元年10月から、一部の地域・事業者においてサービスの提供を開始しました。

^{*}上限から下限まで10円刻みの初乗り運賃を定めた一定枠の自動認可運賃は、需要構造や原価水準を考慮して定められた99の運賃適用地域（運賃ブロック）ごとに設定されています。この上限額より高い運賃を申請する場合は、運賃ブロックごとに申請者の法人タクシー車両総数が当該地域の7割以上とする等の条件を満たした運賃改定手続きが必要です。

運賃

■ 距離制運賃（時間距離併用）

初乗り運賃＋初乗り距離を超えて走行した場合、距離に応じた加算運賃

例 東京都特別区・武三地区（令和2年4月現在）
普通車の上限運賃 初乗 1.052km 420円
加算 233m 80円
（※ 時間距離併用 1分25秒 80円）

※ 10km/h以下の限界速度で走行した場合、当該時間を距離に換算

■ 時間制運賃

事前予約による実拘束時間に応じた運賃

例 東京都特別区・武三地区（令和2年4月現在）
普通車の上限運賃 初乗 1時間 4,700円
加算 30分 2,150円

■ 定額運賃

特定の運送区間について定額による運賃

- ・施設間又は施設との一定のエリア間
- ・大規模イベント開催期間中の駅と会場の区間
- ・観光ルート別

■ 事前確定運賃

配車アプリ等で入力された乗降車地の地図上の走行距離と推計所要時間等を踏まえて乗車前に運賃額を確定する運賃

■ 割引運賃

- 公共的割引** 身体障害者、知的障害者、精神障害者、被爆者、運転免許証返納者等
- 遠距離割引** 一定のメーター表示額に相当する距離を超える場合の割引
例 9,000円超え 1割引
- 営業的割引** クーポン券割引、利用回数や利用金額による割引

■ 割増運賃

深夜早朝、冬期、寝台など

運賃ブロック **99** ブロック
（令和2年1月1日現在）

12 ブロック
九州運輸局

7 ブロック
中国運輸局

14 ブロック
近畿運輸局

7 ブロック
北陸信越運輸局

10 ブロック
東北運輸局

15 ブロック
北海道運輸局

8 ブロック
中部運輸局

16 ブロック
関東運輸局

2 ブロック
沖縄（総合事務局）

8 ブロック
四国運輸局



料金

■ 迎車回送料金

お客様の依頼により乗車地点までタクシーを回送する場合に適用

■ 待ち料金

お客様の都合によりタクシーを待機させた場合に適用

■ サービス指定予約料金

1車両1回ごとの定額。下記のいずれにも該当する場合は、いずれかのうち高額の料金のみ収受

時間指定配車料金

お客様の指定した時間にタクシーを配車する場合に適用

車両指定配車料金

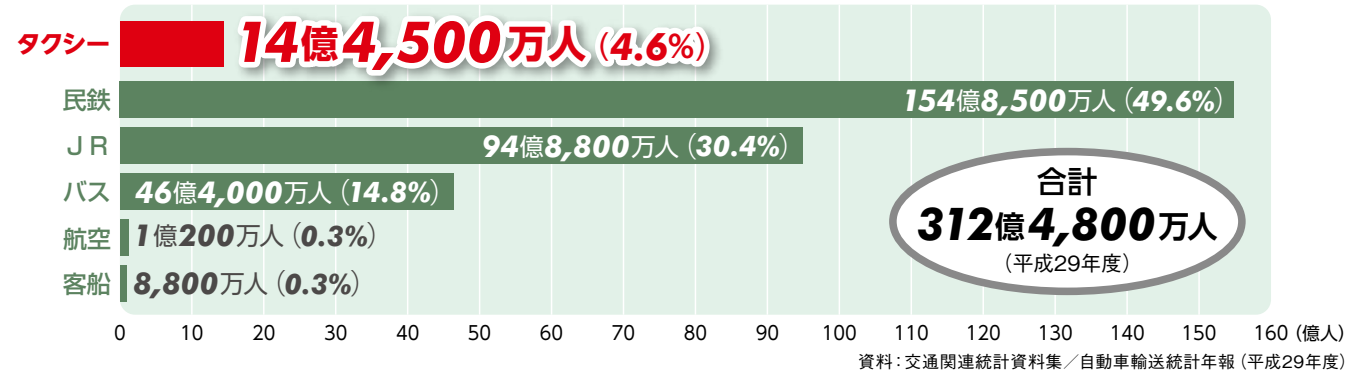
ワゴン車等の配車依頼に応じて配車する場合に適用

※介護料金等の運送に直接伴わない料金は、認可や届出が不要とされています。

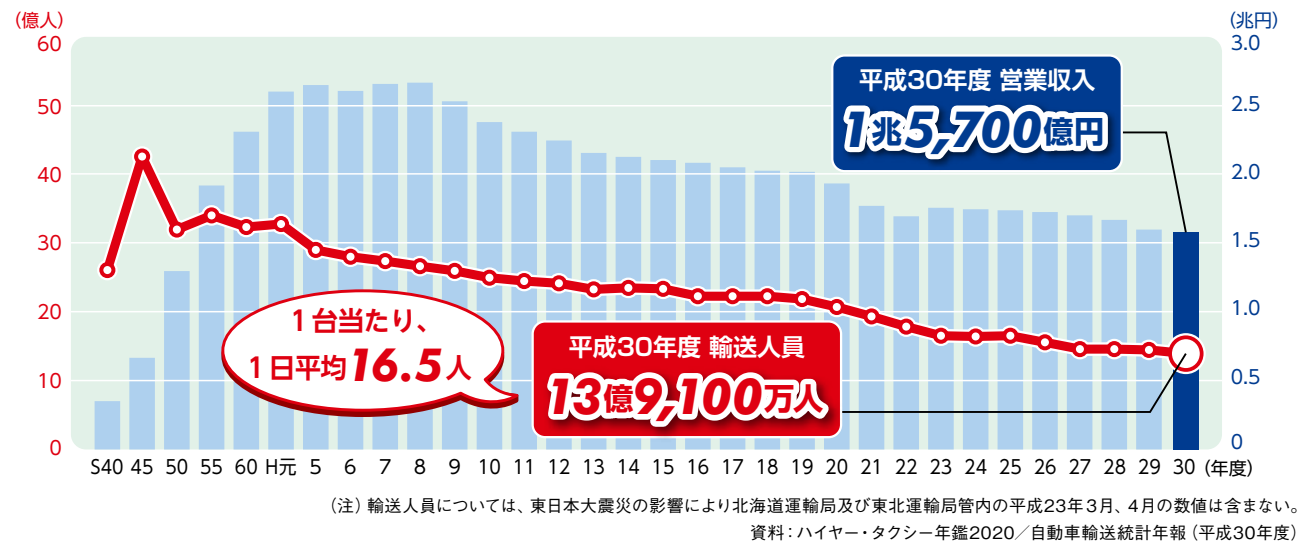
経営の現状

自家用車の普及、鉄道・バスなどの都市交通の整備、人口減少などの要因により、需要は減少傾向にあります。

交通機関別輸送人員

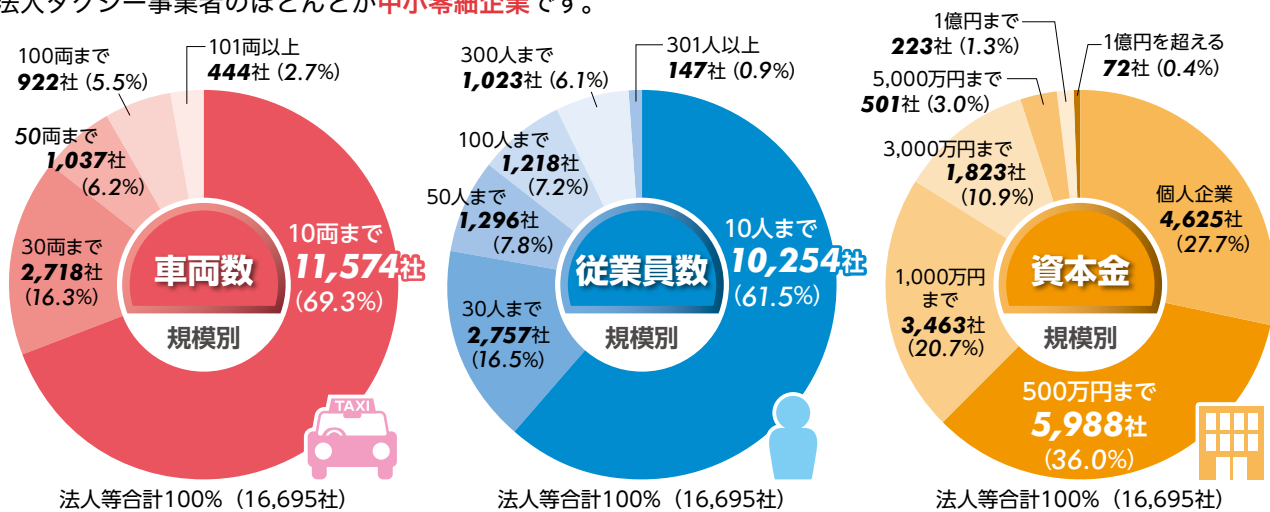


タクシー輸送人員と営業収入



事業規模

法人タクシー事業者のほとんどが**中小零細企業**です。



原価構成

タクシー事業は典型的な労働集約産業です。乗務員等の人件費と石油情勢の影響を受けやすい燃料費で原価の約8割を占めています。

総人件費 **73.3%**

燃料費 **6.1%**

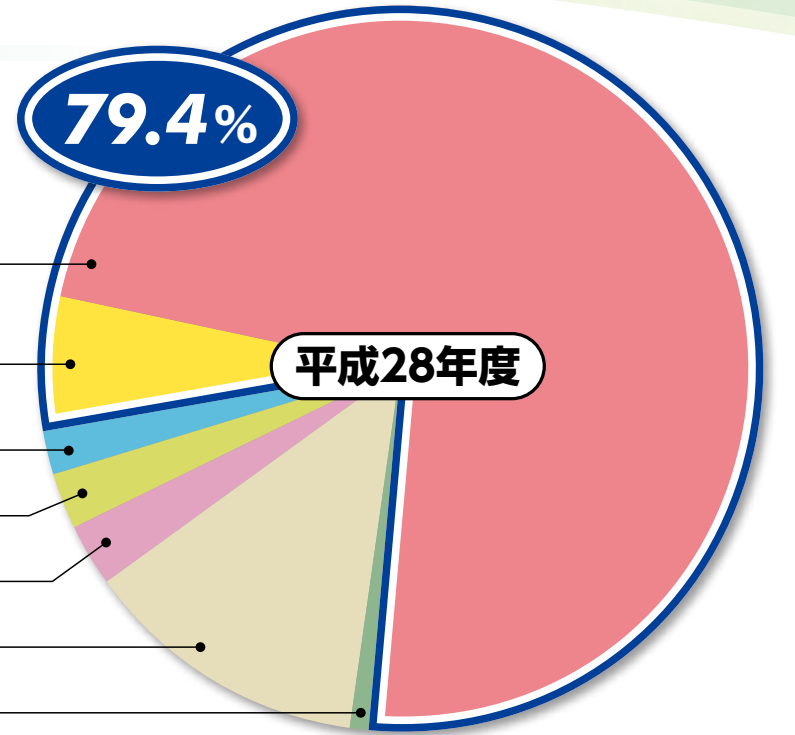
車両償却費 **1.8%**

車両修繕費 **2.4%**

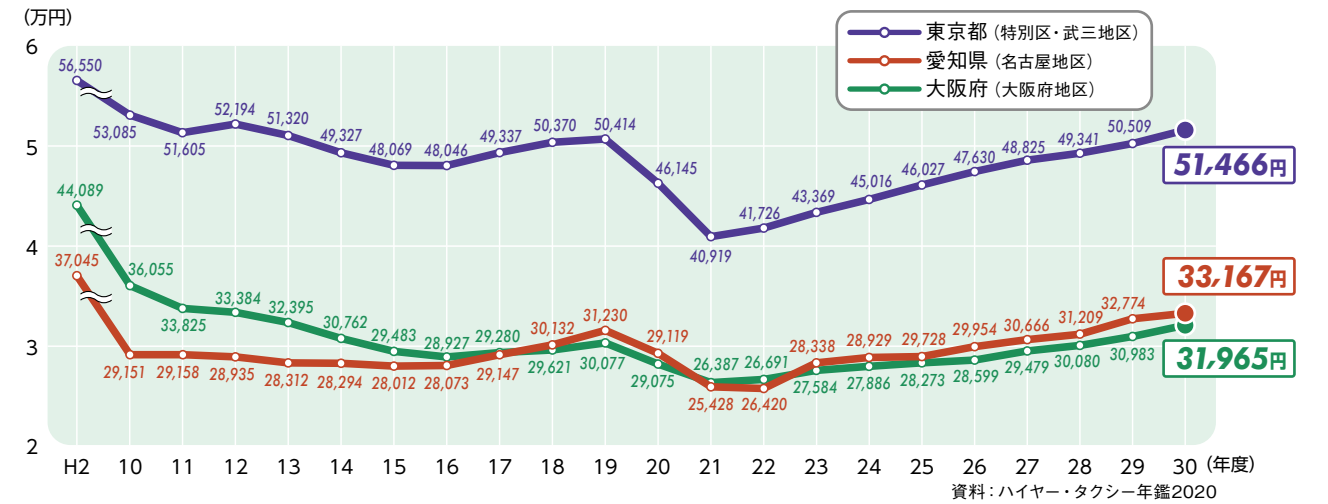
保険料 **3.0%**

その他経費 **12.6%**

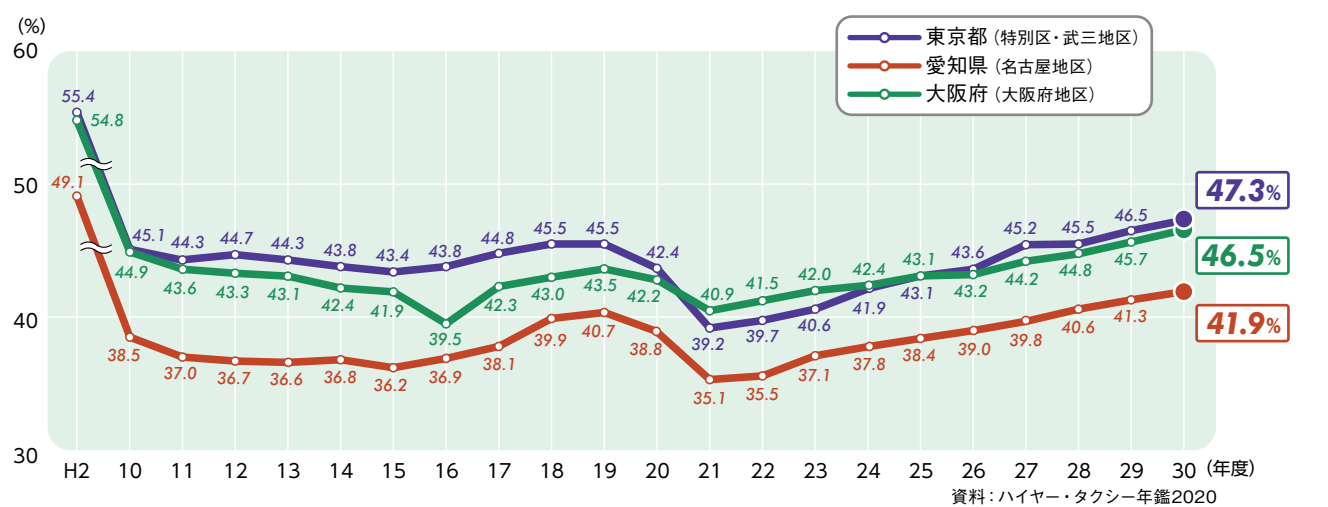
営業外費用 **0.8%**



各地の日車営業収入の推移 (法人)



各地の実車率の推移 (法人)



年間納税額

タクシー1台当たりの年間納税額

●タクシーLPG使用車両の場合の負担税額

普通車 **604,834円**

平成31年4月1日現在 東タ協資料から抜粋
(注) ①車両価格のベースはトヨタ クラウン コンフォート
②原価構成比は平成29年度の数値を使用
③消費税率は8%で計算

国 税

項 目	税 額	算出の基礎
石油ガス税	147,500円	税 額 = 1 ㍑ 9円80銭 年間走行 = 88,200km (1日245.0km) 保持キロ = 1 ㍑ 5.86km
石油石炭税	15,677円	税 額 = 1 t 1,860円 年間使用量 = 15,051 ㍑
消費税	普通車 40,992円	車両価格2,562,000円の8/100 = 204,960円 ÷ 5年
	燃料油脂費 75,511円	29年度 実働1日1車当たり運送収入50,704円の5.1/100 = 2,586円 × 365日 × 8/100
	車両修繕費 20,732円	29年度 実働1日1車当たり運送収入50,704円の1.4/100 = 710円 × 365日 × 8/100
	営業外費 11,855円	29年度 実働1日1車当たり運送収入50,704円の0.8/100 = 406円 × 365日 × 8/100
	その他経費 265,019円	29年度 実働1日1車当たり運送収入50,704円の17.9/100 = 9,076円 × 365日 × 8/100
自動車重量税	7,800円	0.5 t 当たり2,600円

+

地 方 税

自動車取得税	普通車 10,248円	車両価格2,562,000円の2/100 = 51,240円 ÷ 5年
自動車税	9,500円	(営業用) 1500ccを超えるもの

環境に優しいタクシー

温室効果ガス排出量の **軽減** に努力しています

ハイヤー・タクシー業界の
低炭素社会実行計画

(自主的行動計画) 全タク連 平成27年5月25日

目標① 2020年度目標値

2010年度比 **20%のCO₂を削減**する。

目標② 2030年度目標値

2010年度比 **25%のCO₂を削減**する。

具体的な計画

① タクシー車両の環境対応車への切り替え

- 2020年度までにタクシー車両の30%を、2030年度までにタクシー車両の40%をHV車及びEV車等への代替えを進める。



LPGハイブリッドタクシー



プラグインハイブリッドタクシー



燃料電池車(FCV)タクシー

② タクシー車両数の適正化

- 2013年11月に改正された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、供給過剰を解消するため減・休車の実施を推進する。

③ タクシーの利用促進

- ユニバーサルドライバー研修を推進し、質の高い乗務員の養成を図る。
- タクシー乗り場の整備やスマートフォン等の先進技術の導入を促進することにより、利用者利便の向上を図り利用促進を図る。
- 乗合タクシーの充実を図り、自家用車使用の抑制に繋げる。

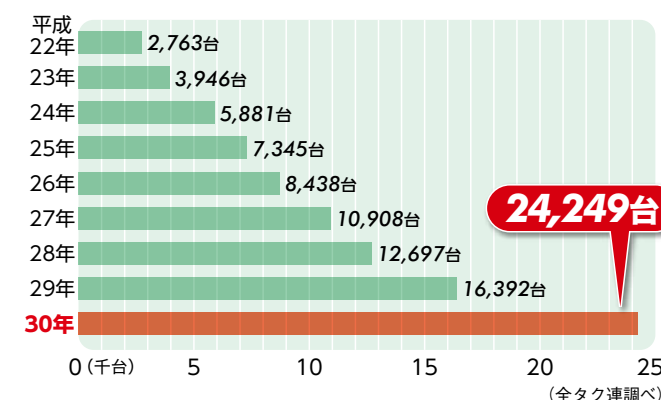
④ 観光タクシーの充実及びPR

⑤ 運行の効率化

⑥ エコドライブ等の実施 など

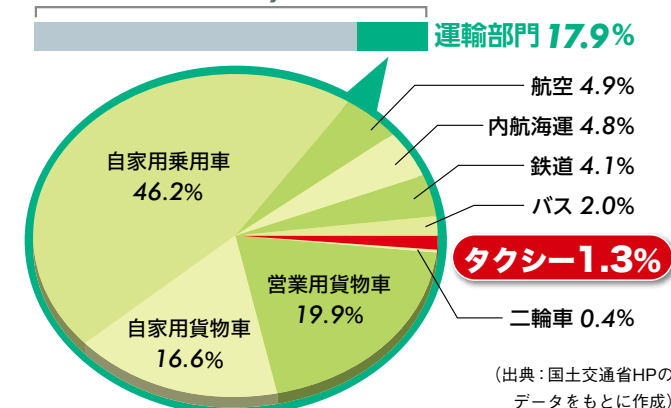
全国で低燃費車両の導入が進んでいます

■ ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車タクシー等の合計台数 (法人・年度末)



■ 運輸部門の運輸機関別 二酸化炭素排出量 (平成29年度)

日本の排出量 **119,000万トン**



タクシーは環境に優しいLPG車を使っています

- LPGは原油や天然ガスの随伴ガスとして産出・回収されるものです。また、LPGは原油にも含まれており、その成分は製油所で精製によって分離されます。LPGは、天然ガス同様、NoxやPM排出の少ない燃料です。

グリーン経営 (環境負荷の少ない事業運営) を推進しています

- グリーン経営認証は、交通エコモ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行うものです。グリーン経営は、中小規模の事業者でも環境改善に向けた取組の目標設定とその評価が容易になり、自主的に継続的な環境保全活動を行うことができます。(令和元年12月末現在で418事業所が認証を取得)



安全・安心輸送を支える人々

タクシーの安全輸送は、様々な人々の力によって支えられています。

従業員構成

運転者

273,126人

従業員数

316,807人

資料：国土交通省「平成30年度輸送実績報告書の集計による」による。患者等輸送限定の事業者を除く。

43,681人

役員

事務

自動車整備工

その他

新卒者の採用拡大

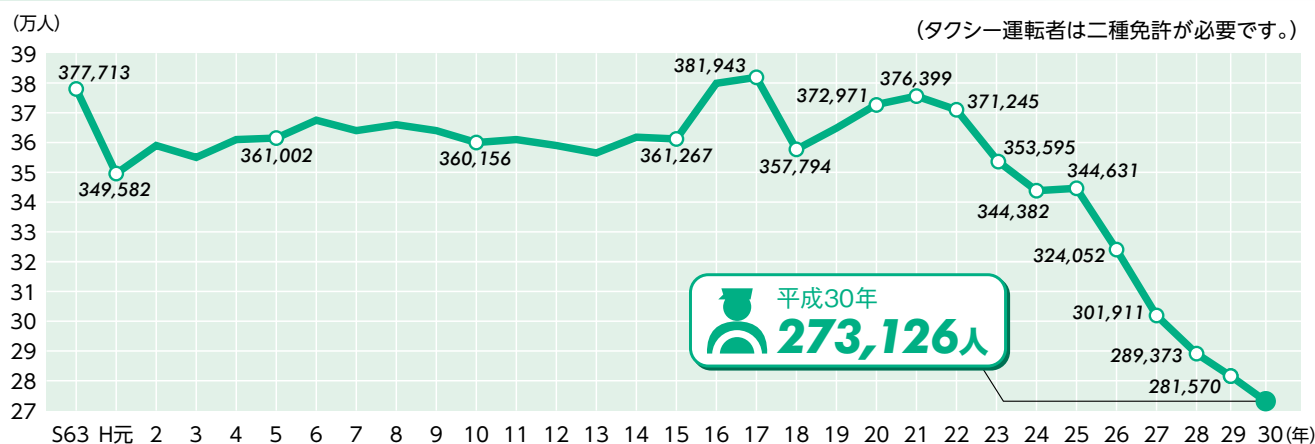
訪日外国人向けタクシーやケア輸送サービス等が広がりを見せる中、同世代に比べて収入や休日が多いなどのメリットもあって、新卒者の採用が多くなっています。

新卒者全国採用人数

1,078人

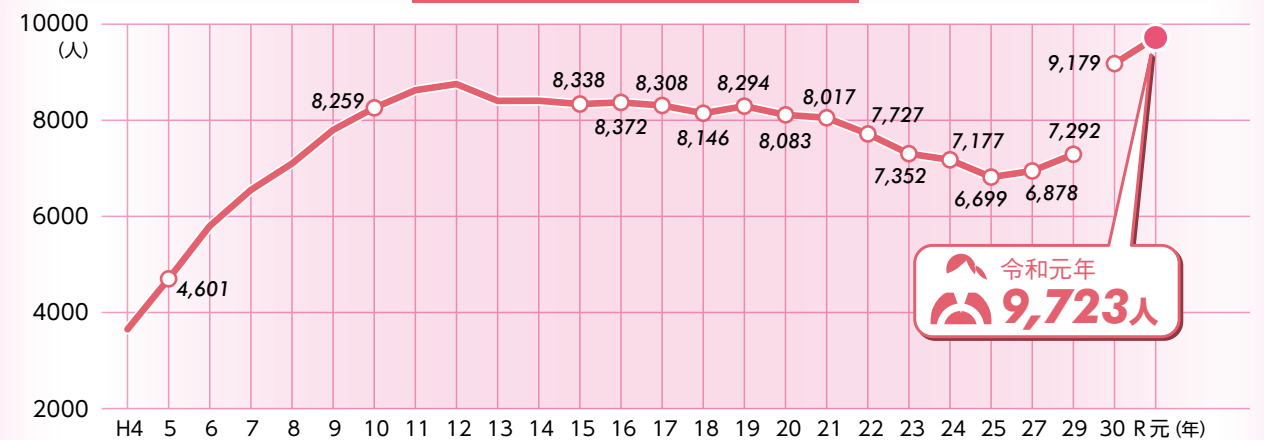
(平成31年3月現在 全国ハイヤー・タクシー連合会調べ)

運転者数の推移 (法人)



女性乗務員

女性乗務員数の推移 (法人)



コンシェルジュドライバー(大分)

全国各地で多くの女性乗務員が活躍し、ソフトな対応が好評を得ています。業界では、女性乗務員の受け入れをさらに図るため、女性が働きやすい職場づくりを目指し、勤務体制の整備や制服の工夫、施設の改善などに力を入れています。

運転者登録制度

タクシー業務適正化特別措置法に基づき、全国の法人タクシー運転者は、講習の受講・修了、地域によっては試験の合格を経て、国土交通大臣が指定する登録実施機関への登録が必要とされています。悪質な法令違反や重大事故の惹起等、登録の拒否や取消要件も定められています。タクシー業界では、登録制度を通じてタクシー運転者の質の確保・向上をより一層推進し、輸送の安全及び利用者の利便の確保に取り組んでいます。

「運転者証」はタクシー事業者が申請して交付を受け、営業中のタクシーに表示するものです。



運転者証

女性ドライバー 応援企業認定制度

認定状況

全国合計 **704**
(令和2年2月)



優良乗務員表彰

全タク連では、優良乗務員表彰規定により昭和41年から15年以上勤務、10年以上無事故・無違反の優良乗務員を表彰し、士気の高揚を図っています。また、平成20年より、人命救助や振り込め詐欺の未然防止に協力等の善行に対しても表彰しています。

働き方改革の実現に向けて～アクションプラン～

公共交通機関であるタクシーは、お客さまの利便性を向上させるとともに、事業経営の効率化につながる生産性の向上や若年者や女性を始めとする乗務員の確保・育成等を図っています。また、魅力ある産業として生き残るため、長時間労働の縮減や年休の取得しやすい態勢づくりなど、**働き方改革の実現に向けたアクションプラン**を策定し、誰もが働きやすい労働環境の改善に取り組んでいます。

自動車運転者の労働時間等の改善基準

運転者の労働時間等の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣、国土交通大臣告示により拘束時間の限度や休日労働の回数が定められています。

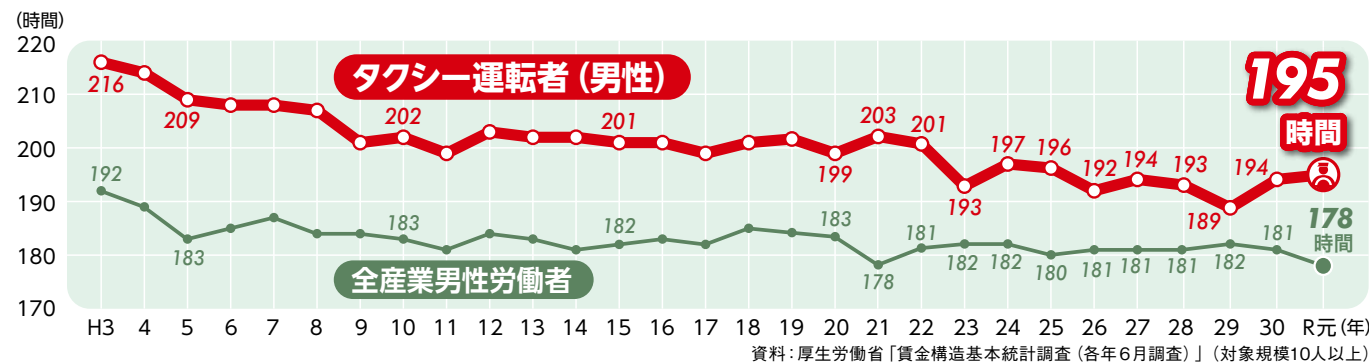
	日勤の勤務	隔日の勤務
拘束時間	1日 13 時間以内 1カ月 299 時間以内（特例あり）	1勤務 21 時間 1カ月 262 時間（特例あり） [地域の事情等により延長あり]
最大拘束時間	1日 16 時間以内（特例あり）	1勤務 21 時間（特例あり）
休憩時間	継続 8 時間以上	継続 20 時間以上
時間外労働	1日、1勤務、1カ月の総拘束時間の範囲内	
休日出勤	1カ月における総拘束時間の範囲内で2週に1回	

（改正：平成9年1月30日、労働省告示第4号）

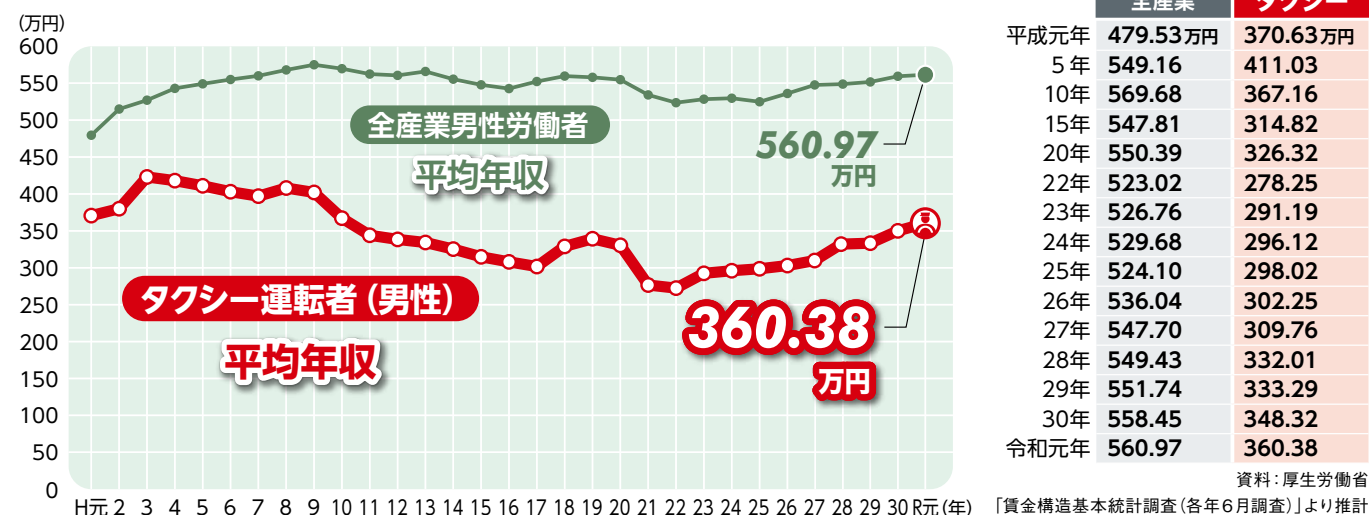
隔日の勤務

通常の日勤勤務は、休憩時間を除く実労働時間が週40時間（1日8時間、週5日勤務に相当）以内であることが原則ですが、フレックスタイム制（始業・終業時刻を乗務員の都合に合わせて）を採用している事業者もあります。残業は可能ですが、最大拘束16時間の制限あり。隔日勤務は、実労働時間15時間（拘束18時間－休憩3時間）。残業は可能ですが、最大拘束21時間の制限あり。また、働く方の家庭事情や都合に合わせて、1日の勤務時間が短い方や月の勤務日数が少ない方もいます。

月間労働時間の推移



年間賃金水準



タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプランの目標

～生き残るために、やるなら、今！～

目標

- 労働時間に関する労働基準法等関係法令及び改善基準の遵守
- タクシー利用者の利便性向上、利用者の増加、事業経営の効率化
→減収につながらない労働時間の短縮＝生産性の向上
- 若年者や女性を始めとする運転者の確保・育成等
- 時間外労働の上限規制について

■年960時間を超える事業者割合（月平均80時間超えに相当）

猶予期間の3年目
20%以内

猶予期間の4年目
10%以内

猶予期間の最終年
ゼロ

■月60時間超え時間外労働の割増賃金率が50%以上となることを踏まえ、できる限り早期に年720時間（月60時間）以内となるように努める

- 年5日以上有給休暇の取得（全員が取得できる態勢づくり）
- 乗務員負担制度の見直し等賃金制度等の改善に努める

取り組むべき事項

- 労働基準法等関係法令及び改善基準の遵守（遵守状況の確認）
- 生産性の向上に向けた11項目にわたる活性化策「今後新たに取り組む事項」の取組等
- 若者の採用、女性ドライバー応援企業認定制度の普及、働きやすさ・魅力の紹介
- 生産性の向上や運転者の確保・育成等への各種支援措置等の要望
- 労働時間の正確な把握（始業・終業時刻の確認・記録）
- 業務の繁忙に応じた勤務シフトや変形労働時間制等の検討
→「休憩時間」「手待時間」「点呼前後の作業時間」の明確化・短縮
- 個々の運転者の家庭事情や身体状況等に配慮した勤務時間制度の設定
→意思疎通の強化、労使一体となった取組
- 安全な車両、施設・設備の誰もが働きやすい職場環境等の整備
- 年5日以上有給休暇の取得（全員が取得できる態勢づくり）
- 乗務員負担制度の見直し等賃金制度等の改善に向けた労使間の協議
- 説明会・研修会の開催、改善事例の収集、モデル事例の周知

平成30年3月策定

お客様のニーズに応える地域公共交通機関①

365日、早朝から深夜まで個別輸送、面的輸送に対応できるタクシーは、地域のニーズに応じた機動的なサービスを利用者の皆様に提供しています。

乗合タクシー

乗合タクシーは、ワゴン型や一般のタクシー車両を使った乗合型の公共交通です。

地域のタクシー事業者は、過疎化・高齢化が急速に進行する中で地域住民の生活交通を維持するため、乗合タクシーの運行に積極的に取り組んでいます。主に、バスが運行できない過疎地域等において運行していますが、このほかに空港と周辺市町村を結ぶ空港型等もあります。

乗合タクシーには、バスのように定時・定路線で運行する路線定期型のほか、路線及び運行時刻は定めず事前予約による自宅から訪問先等の利用者の要望に応じてドア・ツー・ドア等で運行するデマンド型もあります。

これらの乗合タクシーは、全国で4,603コース、13,233台(平成31年3月末現在)が運行しています。



計 **4,603** コース **13,233** 台

過疎型

3,621 コース

過疎地における廃止バス路線の代替などに対応

空港型

382 コース

空港と周辺市町村を結ぶ

観光型

298 コース

地域の観光スポットを効率よく周遊

都市型

111 コース

都市部において駅などを出発点として一定のエリア内を運行

福祉型

44 コース

マイカーが利用できない移動困難な高齢者などの通院等お出掛け支援に対応

団地型

30 コース

住宅団地と駅などを結ぶ

その他 **117** コース

地域交通サポート計画について

各地域のタクシー協会は、従来から、自治体を直接訪問して乗合タクシーの導入等についての提案を行う等の取組を行っています。

平成30年度からは、この取組を更に強化し、地方運輸局・運輸支局と協働して自治体訪問活動等を行い、意見交換等を通じて把握した地域交通の課題・ニーズ等の解決に向けて、タクシー事業者として貢献できる取組をまとめた「地域交通サポート計画」を策定・推進しています。



乗合タクシー導入事例 1

市内全域で運行するデマンド交通「ひめさゆり」

- ▶ バス路線を廃止・縮小し、代わりにデマンド交通の停留所を市内約600か所に設置(半径300mに1か所)。
- ▶ 高齢者の外出機会を増大し、自宅や目的地と停留所の間を歩くことにより、健康増進にもつなげる。
- ▶ 運行サービスの向上と持続性を確保するため、乗車人数によって自治体から支払われる補助金額が上がり、利用者の運賃が安価となる基準を導入した。



運行状況

- 利用者 事前予約制(利用の1時間前まで)
- 運賃 1人乗車の場合は500円～3,000円
乗り合い乗車の場合は1人当たり400円又は800円
- 運行車両 セダン型タクシー、ジャンボタクシー
- 運行便数・時間 平日は約240便運行、8:00～18:00
- 一運行当たりの走行距離と乗車人数に応じた事業者収入金額を定め、運行実績に基づき自治体から運行費用を支払う。
- 相乗りを促進するため高齢者向けに「おでかけパス」を発売(年間1,000円)。
2名以上の利用で割引となるほか、協賛店での特典もあり。
- 利用者の評価は高く、乗車人数は平日1日当たり約300名。



乗合タクシー導入事例 2

定時・定路線運行するコミュニティタクシー「ぶるべー号」

- ▶ 小平市では、高齢者や子育て中の方の外出支援などを目的に、鉄道や路線バスを補完する地域内のコンパクトな生活交通を確立するため、地域協働で検討を重ね、実証実験運行を実施した後、市の北東部地域、北西部地域及び南東部地域でコミュニティタクシー(定時定路線・定員10人以下)を運行している。
- ▶ 北東部地域(大沼ルート)と北西部地域(栄町ルート)では、電動リフト付きの福祉車両を使用している。

運行状況

- 利用者 どなたでも利用可能
- 運賃 1回150円
- 運行車両 ジャンボタクシー
- 運行便数・時間 月曜日から金曜日まで(土曜日、日曜日、休日と、12月29日から1月3日までの年末年始は運休)
ルートにより1日19～20便運行、8時台から18時台まで
- 運行ルート
 - 大沼ルート 小平駅入口(小平駅北口)～西武住宅～大沼公民館・図書館～昭和病院～大沼公民館・図書館～小平駅入口(小平駅北口)を循環
 - 栄町ルート 小川駅入口(小川駅西口)～中宿商店街～十三小通り～野火止公園～栄町三丁目～小川西町～小川駅入口(小川駅西口)を循環
 - 鈴木町ルート 花小金井駅南口～三中西～氷川通り～天神グランド前～鈴木通り商店街～光ヶ丘通り商店街～花小金井駅南口を循環
- 1日乗車券、回数乗車券あり。沿線店舗で使えるクーポン券付き。
- 乗車人数は1日当たり約100名。



お客様のニーズに応える地域公共交通機関②

スマートフォンによる配車

スマートフォンのアプリによる配車サービスが広がっています。スマートフォンのGPS機能等を活用し、効率的にお客様をお迎えに上がります。

全国レベルから各地域に特化したもので、約100種類(平成30年度末現在)の配車アプリがあります。

また、配車アプリを活用した新たなサービスの検討を行っており、令和元年10月から、乗車前に運賃額を確定する事前確定運賃のサービスを開始しました。



観光タクシー

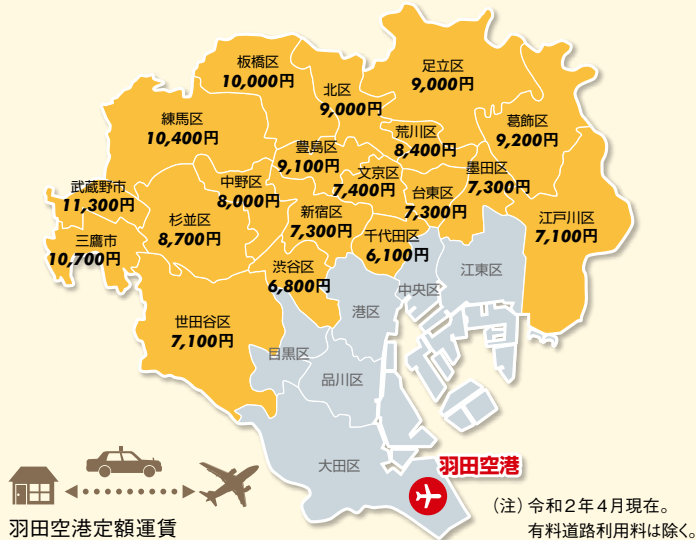
各地で観光ガイドタクシーの認定を受けた乗務員が、観光で訪れたお客様に地域の観光スポットや特産物等をご案内しています。

また、各事業者やタクシー協会により主要な観光スポット等を巡る多彩な観光コースをご用意しています。事前予約により、時間制運賃やルート別の定額運賃でご利用いただけます。



定額タクシー

空港などの施設への送迎や観光ルート別に、あらかじめ設定した定額の運賃でお客様をお送りします。



専用乗り場の設置

優良タクシー乗り場、EV・HVタクシー優先乗り場、UDタクシー専用乗り場等、お客様のニーズに対応した専用乗り場の設置に努めています。



優良タクシー乗り場(東京駅丸の内南口前)

妊婦応援タクシー

事前登録をした妊婦のお客様に対し、陣痛等が始まった場合に必要な研修を受けた乗務員がかりつけの病院までお送りします。

出産時だけでなく、定期検診などの際にも安心してご利用いただけます。



育児支援タクシー

保護者の負担を軽減するため、必要な研修を受けた乗務員がチャイルドシートやジュニアシート等を備えて対応します。お子様だけの乗車もできます。



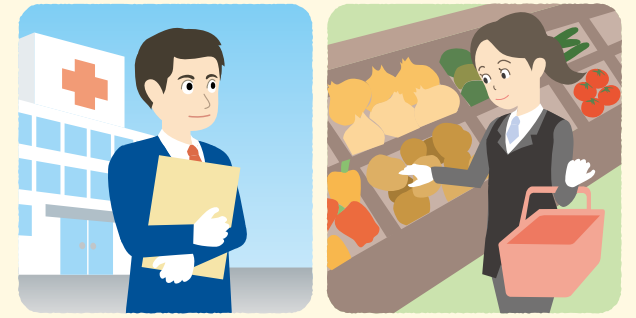
介護タクシー

介護保険の要介護者の方々にに対し、指定居宅サービス事業者のタクシーでは、介護資格を保有する乗務員や同乗するヘルパーが乗降助や身体介護サービスを提供します。



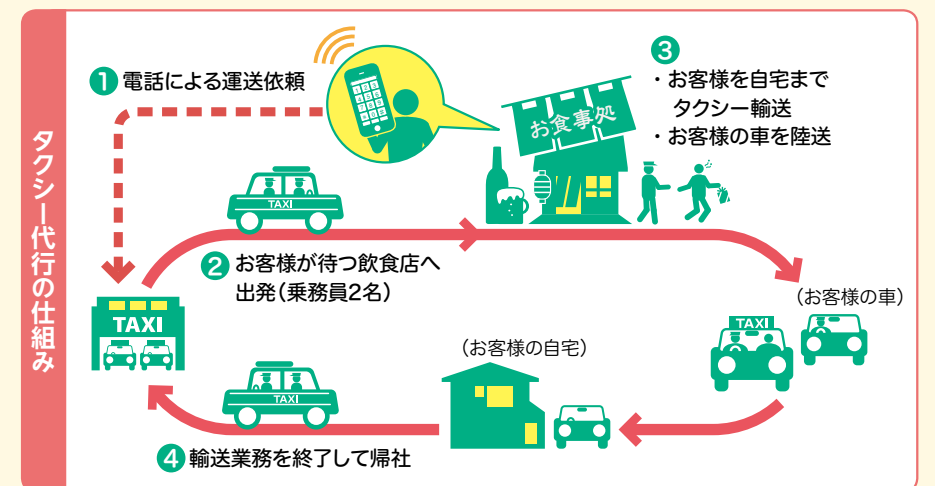
便利タクシー

時間の余裕がない方や外出が困難な方に、病院の予約や買い物代行、書類の受け渡しなど必要なときに必要なサービスを提供します。



タクシー代行

全国で年間約41万回の輸送を行い、飲酒運転の防止に役立っています。安心してご利用いただけるよう、対人対物等の任意保険に加入しています。



インバウンド対応

東京オリンピック・パラリンピックの開催をはじめ、今後更なる訪日外国人の増加が見込まれています。タクシー業界では、**訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン**を策定し、訪日外国人のニーズに対応した安全で快適なタクシーサービスの向上に取り組んでいます。

訪日外国人向け タクシーサービス向上アクションプランの概要

母国と同じ タクシー・ハイヤー 利用環境づくり

1 日本の配車アプリの多言語化の普及促進

タクシー配車アプリについて、外国人のお客様にもご利用いただけるよう、外国語版の導入を更に促進していきます。

2 海外タクシー配車アプリと 日本の配車アプリ・タクシー事業者との連携

海外タクシー配車アプリと日本の配車アプリの相互利用を進め、訪日外国人が自国の配車アプリでスムーズに日本のタクシーを利用できるようにしていきます。



言葉の不安解消

外国語対応
ドライバー
1万人に

1 外国語で接遇できるドライバーの採用促進

外国語に堪能なドライバーやインバウンド対応ドライバーの採用・養成を進めます。

2 外国語対応研修・認定制度の充実・拡大

諸外国の文化・習慣や挨拶とその対応等についての研修を更に促進します。



研修の様子

3 空港・主要駅での利用環境の向上

外国語接遇ドライバー専用乗り場・入講レーンの設置・拡大を進めます。



京都では、訪日外国人向けタクシー「フォーリンフレンドリータクシー」の取組を実施しており、専用乗り場を設置しています。

乗務員 外国語及び接遇研修を受講

車 両 ・ユニバーサルデザイン車両もしくはワゴン車両
(大型スーツケース2個以上の荷物が積載可能)
・各種クレジットカード及び交通系ICカードでの支払いが可能

4 多言語音声翻訳システムの導入

多言語音声翻訳システムを内蔵したスマートフォン・タブレットの導入の検討を進めます。

東京、鳥取、沖縄、岐阜では、総務省が推進している多言語音声翻訳システム内蔵のタブレットを搭載したタクシーによる実証実験が行われました。
また、鳥取では、県内の地名や名所に対応する音声アプリ「TOTTRA(トットラ)」を開発・導入しています。



決済の不安解消

3大都市圏において
キャッシュレス対応100%、
地方部で対応車両の
普及率倍増を目指します。

1 キャッシュレス決済への対応

海外から日本を訪れたお客様にスムーズにタクシー運賃をお支払いいただけるようクレジットカード、電子マネー、交通系ICカード、QRコード決済対応端末の導入を促進します。



2 外国語対応・キャッシュレス決済対応車両の見える化

外国語対応・キャッシュレス決済対応車両にステッカーを表示して見える化を図ります。

関係機関・団体と連携したプロモーション活動

1 訪日外国人に対するタクシーの利用・予約方法等のプロモーション活動

2 JNTO（日本政府観光局）と連携した海外プロモーション活動

3 訪日外国人のニーズに対応した観光・周遊ルートの開発

ケア輸送サービス

高齢者、障がい者等、手助けが必要な方々のためのタクシーの外出支援サービスをケア輸送サービスと呼んでいます。

国のバリアフリー
基本方針

目標

福祉タクシー + ユニバーサルデザインタクシー

約 **44,000** 台

福祉タクシー

車椅子のまま乗降できるリフトやスロープ付きワンボックス型車両、寝たきりの方が介助者と一緒に乗車できる寝台付き車両、乗降が容易な回転シート付きの車両です。

平成31年3月末現在、全国で約**17,000**台導入されています。



研修修了者は
全国で約 **91,000** 人
(令和2年3月末現在)

ユニバーサルドライバー研修

各地のタクシー協会、無線協同組合、事業者等において、一般タクシー乗務員に対し統一的なカリキュラムによる**ユニバーサルドライバー研修**を実施し、高齢者や障がい者等の多様なニーズや特性の理解、お客様との円滑なコミュニケーションの確保等、適切な対応ができるよう取り組んでいます。

なお、東京都特別区武三地区及び大阪府では、タクシーセンターにおいて全ての新任乗務員が本研修を受講しています。



ユニバーサルデザインタクシー

健常者はもちろんのこと、高齢者や妊産婦、子供連れ、車椅子の方など利用者にとって乗降の配慮がなされている流し営業も行う通常のタクシーです。

日産自動車のNV200タクシーユニバーサルデザインに加え、平成29年10月にはトヨタ自動車から新型車JPN TAXI (ジャパンタクシー)が登場しました。JPN TAXIは、LPGハイブリッドシステムによる高い環境性能も備えており、急速に導入が進んでいます。

平成31年3月末現在、全国で合計約**12,000**台のユニバーサルデザインタクシーが導入されています (JPN TAXIについては、令和2年2月末現在、全国で約**20,000**台、東京で約**11,000**台)。

トヨタ自動車 JPN TAXI (ジャパンタクシー)



日産自動車 NV200タクシー ユニバーサルデザイン



国の標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定制度に基づき、認定を受けたユニバーサルデザインタクシーは、マークを車体に表示しています。



UDレベル1

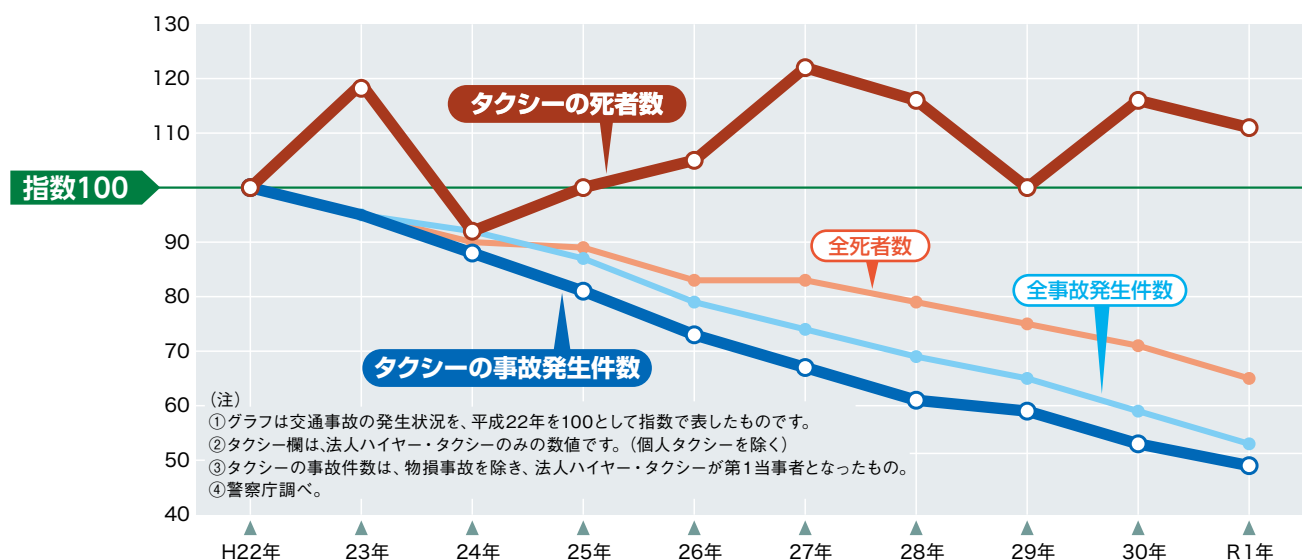


UDレベル1
(車椅子スロープ耐荷重300kg)

交通安全対策

タクシーが第1当事者となる交通事故は減少しているものの、死者数については依然として高止まりの傾向にあり、業界の最重要課題として様々な交通安全対策を推進しています。

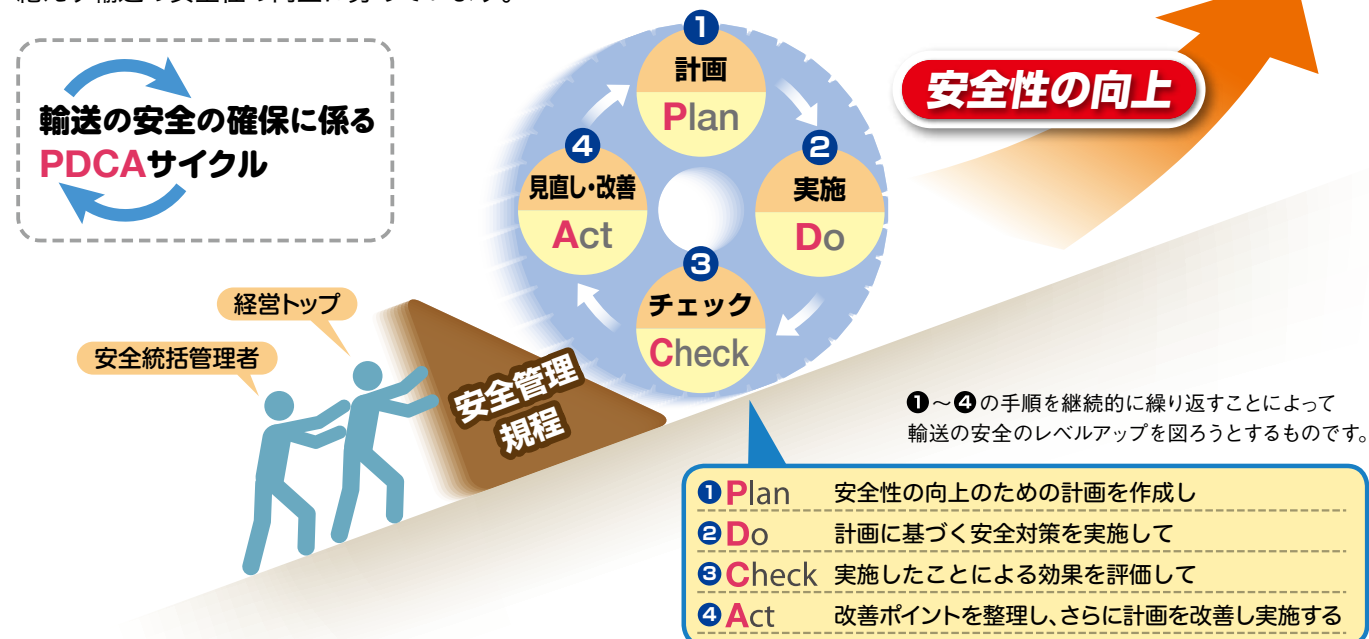
交通事故発生状況 (指数)



総数	全事故発生件数	725,924	692,084	665,157	629,033	573,842	536,899	499,201	472,165	430,601	381,237
	全死者数	4,948	4,691	4,438	4,388	4,113	4,117	3,904	3,694	3,532	3,215
タクシー	事故発生件数	20,250	19,183	17,750	16,323	14,792	13,655	12,315	12,008	10,850	9,995
	死者数	37	44	34	37	39	45	43	37	43	41

運輸安全マネジメント

事業者の安全確保義務を明確にした、「運輸安全マネジメント」(平成18年10月開始)により、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めています。



ハイ・タク事業における総合安全プラン2020

国の方針を踏まえ
2017年9月策定

1	法人タクシーの 事故削減目標 Plan	① 2020年までに 死亡事故件数 23件以下	② 2020年までに 人身事故件数 8,760件以下	③ 飲酒運転ゼロ
2	当面講ずべき措置 Do	① 行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築 重点施策 【ア】事業者における法令遵守の徹底と安全輸送の取組の強化 【イ】利用者を含めた関係者の連携強化による安全性の向上 ② 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶 ③ 自動運転、ICT技術等新技術の利用・普及の促進 ④ 超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策 ⑤ 事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応		
3	フォローアップ Check, Act	本プランに掲げた目標を確実に達成するため、交通安全委員会等が中心となってチェック体制を構築し、PDCAサイクルに沿って定期的・継続的にチェックを行う。		

教育指導

運転者に対して乗務開始前及び乗務終了後点呼を実施して、日常的に輸送の安全、健康管理を含む指導を行っています。また、国の指針に則り必要に応じた指導監督や(独)自動車事故対策機構の適性診断を受診させています。



点呼風景

運行管理者の選任

タクシーを5両以上運行している営業所には、有資格者の中から運行管理者を選任しなければなりません。また、タクシー車両が40台を超える場合は、40台ごとに1名の運行管理者を選任しなければなりません。

運転者の健康管理について

タクシー事業者は、運転者に対して雇入れ時及び定期的健康診断を受診させることが義務付けられており、運転者の健康状態の把握に努めています。

また、国土交通省が作成した「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」や「睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」、「脳血管疾患対策ガイドライン」に沿って運転者の健康増進・管理を着実に実施し、健康起因事故防止に努めています。



ドライブレコーダー

搭載台数 約**14.5万台** (平成31年3月末現在)
(搭載割合は約88.0% 全タク連傘下会員事業者)

フロントガラスにカメラを装着し、運転中に記録された前方の交通状況等の映像を解析し、運転者の安全教育等に活用し効果を上げています。



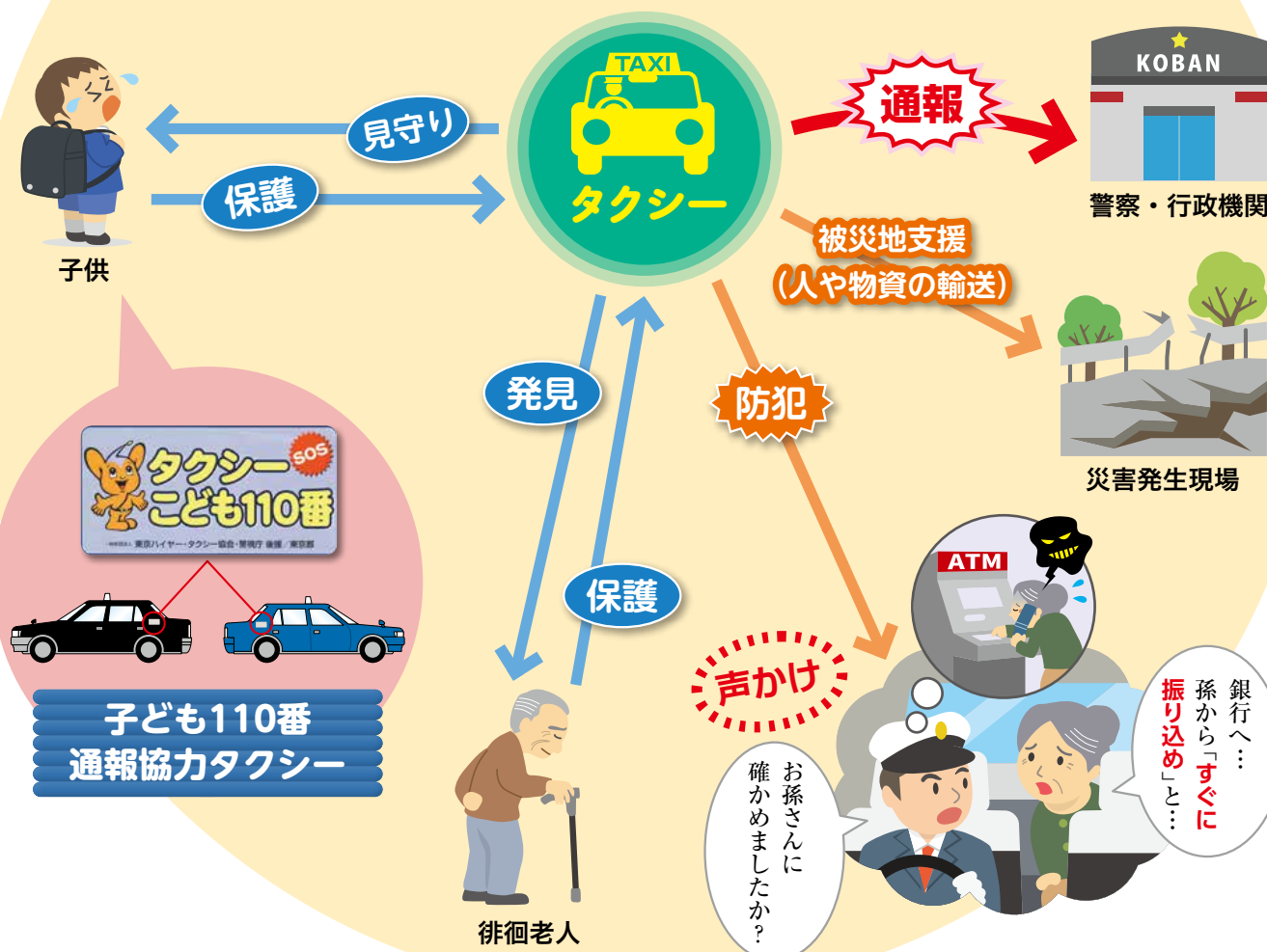
シートベルト着用促進ステッカー (車内)

社会貢献

地域の安全を確保するために取り組んでいます

タクシーは、**365日24時間**、あらゆる場所を走行しています。

タクシーパトロール



「各地域のタクシー協会等は、災害時等における緊急輸送・情報通信に関する協力協定等を全国の地方自治体等 **約170機関** (うち24都道府県) と締結しています。」

(平成31年 3月31日現在)

防災レポートタクシー

特別な研修を受けた運転者が、的確・迅速に情報を提供し、地域防災に貢献しています。

「火災予防」通報協力タクシー

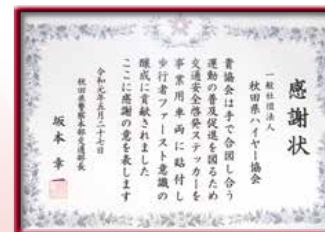
特に夜中など火災予防に関する情報を110番、119番に通報することで火災の防止に役立っています。



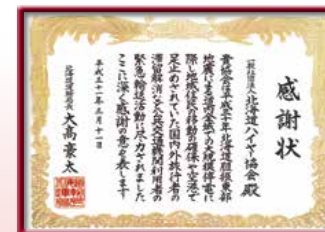
「交通安全」ステッカー



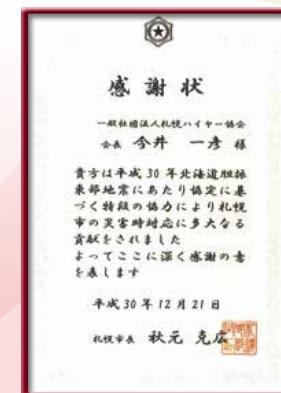
外務大臣会合及びオバマ米国大統領広島訪問に伴う警護警備に協力。
平成28年6月に広島県警察本部長警視監からの感謝状。



「交通安全啓発ステッカー」を車両に貼付し、歩行者ファースト意識の醸成に貢献。
令和元年5月に秋田県警察本部交通部長からの感謝状。



平成30年9月北海道胆振東部地震による大規模停電で、地域住民の移動の確保や空港での国内外旅行者や緊急輸送活動に尽力。
北海道運輸局長からの感謝状。



平成30年9月北海道胆振東部地震の時に、災害時対応に貢献。
札幌市長からの感謝状。

TAXI タクシーの様々な活動に関して

感謝状をいただきました。



令和元年8月5日タクシーの日に、交通遺児等支援給付事業に対する援助を行った。
公益財団法人交通遺児等育成基金からの感謝状。



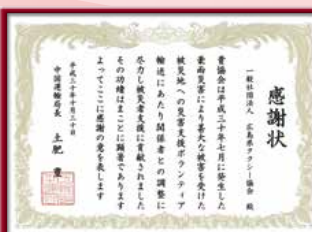
妊産婦の出産時等の移動支援「ゆりかごタクシー」を滋賀県で運行。地域公共交通の活性化に取り組んだ。
令和元年7月に国土交通大臣からの表彰状。



平成23年3月東日本大震災の時に、人や物資の輸送に貢献。
国境なき医師団からの感謝状。



東京都が実施している「ながら見守り連携事業」に東京の法人タクシーが連携し、都内各地域の子どもや女性及び高齢者が安全・安心に暮らせるための「地域の見守り活動」を実施。
令和元年12月「ながら見守り連携事業」覚書締結式(東京都と東京協会)。



平成30年7月広島豪雨災害の時に被災者の支援に貢献。
中国運輸局長からの感謝状。



特殊詐欺被害防止キャンペーンを展開して被害防止啓発に寄与。
平成29年1月に滋賀県警察本部長からの感謝状。



平成30年10月西日本豪雨災害の時に、災害支援ボランティア輸送に貢献。
中国運輸局長からの感謝状。



積極的な声掛けにより高齢者を保護し事件・事故の発生を未然に防止。
平成31年2月に愛知県瀬戸警察署長からの感謝状。



「子供見守りサポーター」として地域で子供を犯罪から守る活動に貢献。
令和元年10月に千葉県警察本部生活安全部長からの感謝状。

広報活動

タクシーが我が国に誕生したのは、大正元(1912年)8月5日^(注)です。現在の東京・有楽町マリオンが所在する地(千代田区有楽町2-5)に設立された「タクシー自動車株式会社」が、タクシーメーターを装備したT型フォード6台で営業を開始しました。全タク連では平成元年(1989年)にこの日を「タクシーの日」と定め、毎年、全国各地で多彩なキャンペーンを実施しています。

(注) タクシーの営業開始日が8月であることは確かですが、開始日については諸説あります。

「タクシーの日」の主な行事の状況(令和元年)

- 寄付金、車いす、交通安全グッズ等の贈呈(募金活動を含む)
- タクシー車両の展示や乗車体験
- キャンペーン、イベント等の実施、参加
- 啓蒙活動、街頭指導、事業所の顕彰、乗務員表彰
- 被爆者の原爆慰霊碑参拝の送迎
- タクシー乗り場、公共施設等の清掃
- 献血運動
- 抽選、クイズ等による旅行やタクシー乗車券やグッズ等のプレゼント
- 新聞、ラジオ等による広報活動
- 頒布物(ポケットティッシュ、うちわ、リーフレット等)、掲出物(のぼり旗、横断幕、ステッカー等)等による広報活動

8月5日は タクシーの日

佐賀

佐賀県警察本部へ交通安全ミニのぼり旗400本を贈呈。



福岡

宗像市の22の小学校に横断旗を220本、また、宗像交通安全協会にチャイルドシート5台を寄贈。他、施設に支援金を贈呈。



沖縄

那覇クルーズターミナルにて、台湾からのクルーズ船客に、白タクの危険性を周知するチラシを配布し、タクシーの利用促進を図る活動を実施。



京都

「タクシーフェア」で合同就職説明会や配車アプリコーナーを設置。ブース出展事業者は、Japan Taxi(株)等5社。



秋田

地元の「秋田犬」とタクシー利用者が触れ合い、「タクシーの日」をPR。



北海道

「タクシーの日ファンフェスタ」開催。アルコールチェック体験などを実施。



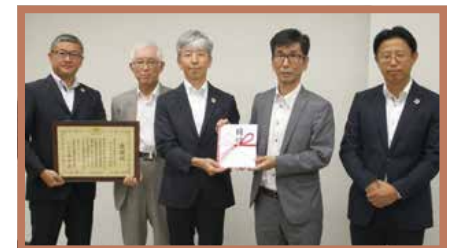
東京

タックン感謝祭で、交通遺児等育成基金へ100万円贈呈。また、広告制作協会とのコラボ企画の公募で選ばれた50本のフレーズが各社タクシー車両50台に掲出。



三重

公益財団法人交通遺児等育成基金に自動車事故対策機構三重支所を通じ10万円寄付。



こども霞が関見学デー

令和元年8月7日・8日に「こども霞が関見学デー」が開催され、公共交通機関としてのタクシーの様々なはたらきについて紹介。また、屋外では車両展示、室内では屋上灯の展示やタクシーミニカー遊びなどを通じて、タクシーを身近に感じてもらいました。国土交通省の来場者数は5,334人。

国土交通省の玄関前広場と室内



「全国タクシーガイド」

情報検索サイト <http://www.taxi-guide.jp/>

「全国タクシーガイド」は、全国各地の5,200社を超えるハイヤー・タクシー事業者(法人タクシーの9割)に関する日本最大規模の情報検索サイトです。利用者の方々は、観光、福祉、育児支援、妊婦応援、タクシー代行などのサービスを行っている会社を都道府県の各市町村別に知ることができます。

タクシー情報が必要なシーンに、自宅から、職場から、出先から、即検索!

遠く離れて土地勘のない地域のタクシー会社(事業者)の情報も、全国タクシーガイドでわかりやすくご案内します。



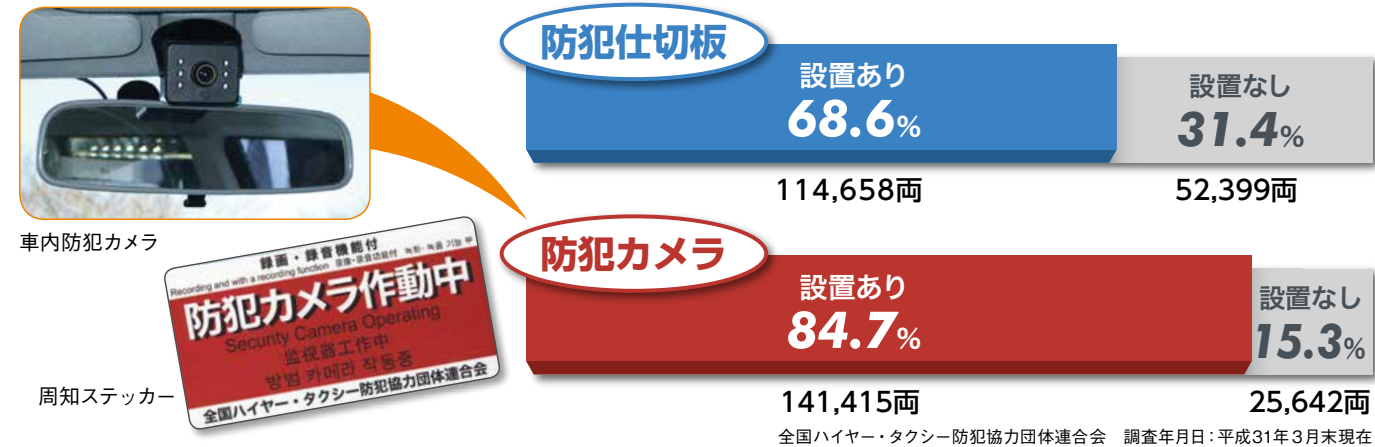
スマホからも検索可能

防犯対策

タクシー事業者は、乗務員に防犯マニュアルを携行させる他、設備面では、防犯仕切板、防犯カメラ及び緊急通報システム等を設置して防犯対策を進めています。

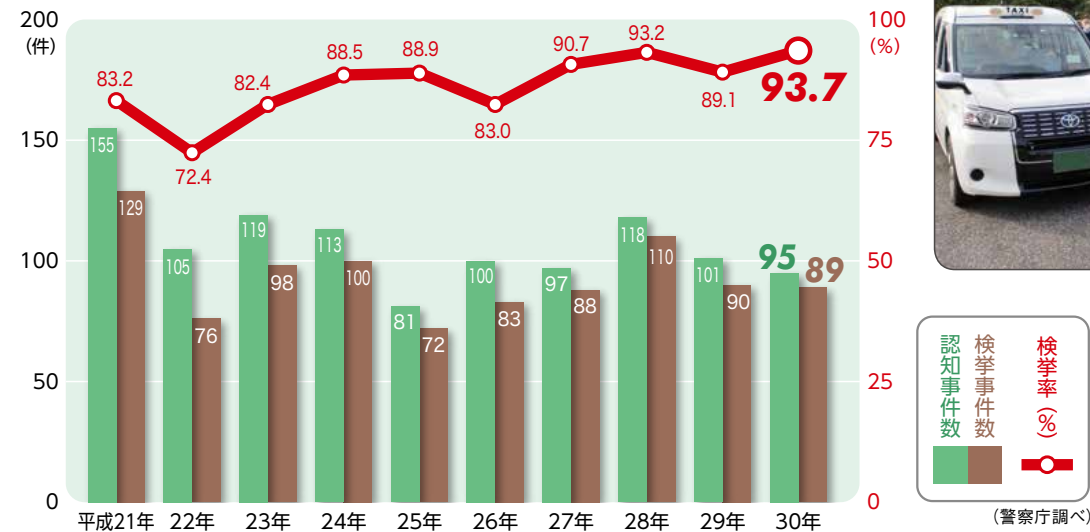
更に、警察の協力の下で、防犯責任者や職員を対象に防犯訓練等の指導を進めています。

設置状況



タクシー強盗の発生・検挙件数

タクシーを対象とした強盗事件は首都圏を中心に発生しています。



警察官による防犯指導

タクシーの防犯基準 (概要)

タクシー強盗に対応する防犯基準を策定。

項目	基準の概要
防犯責任者	・営業所等で防犯責任者を指定 ・乗務員に防犯必携(防犯マニュアル)の周知、防犯指導、防犯訓練等
乗務員	・車両の安全点検時に防犯設備も併せて点検 ・乗客に対する声かけの励行、必要最少限度の現金の所持 ・車外防犯灯の活用、身の危険を感じたときの対応要領等
防犯設備	・車外防犯灯、防犯仕切板、車内防犯カメラ等防犯設備の設置等
その他	・事業者の防犯必携(防犯マニュアル)の作成 ・車外防犯灯に関する広報等



タクシー強盗を想定した防犯訓練

都道府県協会一覧

※運輸局ブロックごとに色分けしています。

令和2年4月1日現在

団体名	所在地	電話・FAX
(一社)北海道ハイヤー協会	〒064-0808 札幌市中央区南八条西15-4-1	011-561-1171 FAX: 011-551-0161
(一社)青森県タクシー協会	〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館	017-739-0545 FAX: 017-739-0448
(一社)岩手県タクシー協会	〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南2-8-3 岩手県自動車会館	019-638-1761 FAX: 019-637-3109
(一社)宮城県タクシー協会	〒984-0002 仙台市若林区卸町東3-2-38	022-288-1113 FAX: 022-288-1114
(一社)秋田県ハイヤー協会	〒010-0962 秋田市八橋大畑2-12-53 秋田県自動車会館	018-864-1351 FAX: 018-864-1353
(一社)山形県ハイヤー協会	〒990-2161 山形市大字漆山字行段1422 山形県自動車会館	023-686-2505 FAX: 023-686-2503
(一社)福島県タクシー協会	〒960-8165 福島市吉倉字吉田40 福島県自動車会館	024-546-2028 FAX: 024-546-9845
(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会	〒310-0913 水戸市見川町2440-1 茨城県トラック総合会館内	029-297-7131 FAX: 029-297-7132
(一社)栃木県タクシー協会	〒321-0169 宇都宮市八千代1-4-12 栃木県交通会館	028-658-2411 FAX: 028-659-4512
(一社)群馬県タクシー協会	〒379-2166 前橋市野中町588	027-261-2071 FAX: 027-263-0611
(一社)埼玉県乗用自動車協会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-10-4 八千代ビル	048-863-6431 FAX: 048-863-7833
(一社)千葉県タクシー協会	〒260-0855 千葉市中央区市場町7-9 千葉県土地開発公社内	043-307-7002 FAX: 043-307-7003
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	〒102-0074 千代田区九段南4-8-13 自動車会館	03-3264-8080 FAX: 03-3221-7665
(一社)神奈川県タクシー協会	〒231-0066 横浜市中区日ノ出町2-130 神奈川県ハイヤー・タクシー会館	045-241-3577 FAX: 045-241-3581
(一社)山梨県タクシー協会	〒406-0034 笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館	055-262-1212 FAX: 055-262-1213
(一社)新潟県ハイヤー・タクシー協会	〒950-0901 新潟市中央区弁天3-3-15 新潟県ハイ・タク会館	025-241-8677 FAX: 025-247-0655
富山県タクシー協会	〒930-0992 富山市新庄町馬場24-2 富山県自動車会館	076-423-0622 FAX: 076-423-0631
(一社)石川県タクシー協会	〒920-8203 金沢市鞍月2-1 石川県IT総合人材育成センター	076-254-1348 FAX: 076-268-1349
(一社)長野県タクシー協会	〒381-0034 長野市大字高田字高田沖359-3 長野県タクシー会館	026-227-7177 FAX: 026-228-9558
(一社)福井県タクシー協会	〒918-8023 福井市西谷1-1401 福井県自動車会館	0776-34-1722 FAX: 0776-34-1723
岐阜県タクシー協会	〒501-6133 岐阜市日置江2648-2 岐阜県自動車会館	058-279-3728 FAX: 058-279-3677
商業組合 静岡県タクシー協会	〒422-8004 静岡市駿河区国吉田2-4-26 静岡県自動車会館	054-261-1401 FAX: 054-261-1403
愛知県タクシー協議会	愛知県タクシー協会 名古屋タクシー協会	〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館 052-881-1315 FAX: 052-872-0968 〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館 052-871-0601 FAX: 052-871-8715
(一社)三重県タクシー協会	〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割1190-1 三重県自動車協議所会館	059-234-8438 FAX: 059-234-8448
(一社)滋賀県タクシー協会	〒524-0104 守山市木浜町2298-4 滋賀県トラック総合会館	077-585-8261 FAX: 077-585-8262
(一社)京都府タクシー協会	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館	075-691-6518 FAX: 075-682-5325
(一社)大阪タクシー協会	〒541-0059 大阪市中央区博労町2-2-13 大阪堺筋ビル	06-6125-5400 FAX: 06-6125-5445
(一社)兵庫県タクシー協会	〒650-0004 神戸市中央区中山手通6-1-34	078-341-6036 FAX: 078-341-5617
(一社)奈良県タクシー協会	〒639-1037 大和郡山形市額田部北町981-8 奈良県自動車会館	0743-57-0073 FAX: 0743-23-1181
(一社)和歌山県タクシー協会	〒640-8342 和歌山市友田町3-64 和歌山県タクシー協会会館	073-422-3150 FAX: 073-422-3351
(一社)鳥取県ハイヤー・タクシー協会	〒680-0006 鳥取市丸山町246-10 (一社)鳥取県バス協会内	0857-24-4689 FAX: 0857-21-8670
(一社)島根県旅客自動車協会	〒690-0024 松江市馬場町64-3	0852-37-0334 FAX: 0852-37-1158
(一社)岡山県タクシー協会	〒703-8286 岡山市中区旭東町2-10-8 岡山県タクシー会館	086-272-3451 FAX: 086-273-7475
(一社)広島県タクシー協会	〒733-0036 広島市西区観音新町1-7-71 広島県タクシー協会会館	082-233-9155 FAX: 082-293-9296
(一社)山口県タクシー協会	〒753-0821 山口市葵1-5-58 山口県自動車会館	083-922-5110 FAX: 083-922-4303
徳島県タクシー協会	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1-6 徳島県自動車会館	088-641-4116 FAX: 088-641-4646
香川県タクシー協同組合	〒760-0065 高松市朝日町5-4-27 香川ハイタク会館	087-821-8513 FAX: 087-823-3617
(一社)愛媛県ハイヤー・タクシー協会	〒790-0067 松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル	089-941-7481 FAX: 089-947-6721
高知県ハイヤー・タクシー協議会	(一社)高知県ハイヤー協会 高知市ハイヤー協同組合	〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館 088-866-6555 FAX: 088-866-6556 〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館 088-866-0520 FAX: 088-866-6741
(一社)福岡県タクシー協会	〒812-0014 福岡市博多区比恵町11-1 福岡タクシー会館ビル	092-474-8340 FAX: 092-474-8350
(一社)佐賀県バス・タクシー協会	〒849-0928 佐賀市若楠2-7-2 佐賀県交通会館	0952-31-2341 FAX: 0952-31-2342
(一社)長崎県タクシー協会	〒851-0103 長崎市中里町1576-6 長崎県自動車協会会館	095-838-2664 FAX: 095-839-8400
(一社)熊本県タクシー協会	〒862-0901 熊本市東区東町4-14-31 熊本県タクシー会館	096-368-4101 FAX: 096-365-5986
(一社)大分県タクシー協会	〒870-0907 大分市大津町3-4-13 大分県交通会館	097-558-5759 FAX: 097-558-5756
(一社)宮崎県タクシー協会	〒880-0925 宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-24	0985-51-8081 FAX: 0985-54-8320
(一社)鹿児島県タクシー協会	〒892-0836 鹿児島市錦江町11-49 鹿児島県タクシー会館	099-222-3255 FAX: 099-222-3653
(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	〒900-0021 那覇市泉崎2-103-4	098-855-1344 FAX: 098-853-5075

一般社団法人

全国ハイヤー・タクシー連合会

Japan Federation of Hire-Taxi Associations

発行人: 川鍋一朗
編集人: 神谷俊広

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-13 自動車会館3階
TEL. 03(3239)1531(代表) / FAX. 03(3239)1619
URL: <http://www.taxi-japan.or.jp>
E-mail: info@taxi-japan.or.jp

制作協力: (株)東京交通新聞社

ドア・ツー・ドアの公共交通機関である **タクシー** は
国民生活の足、地域の活力の維持・地方創生の担い手として
安全・安心・快適をモットーに
これからも国民の皆様のために頑張ります。

ご声援よろしくお願いします！

